

令和3年11月10日示達

令和4年度 当初予算編成方針

いわき市

令和4年度当初予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

本年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」によると、決してデフレに戻さないとの決意をもって、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指すとともに、経済・財政の一体的な改革を引き続き推進するとしている。

また、国は、気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、ポストコロナの持続的な成長基盤を作っていくため、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の4つを、成長を生み出す原動力として強力に推進していくこととしており、こうした方針が、本市の財政運営にもたらす影響を注視し、適切に対応することが求められている。

本市の令和4年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、市税等について、「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあると見込まれるものの、一般財源の大幅な増加は見込めない一方で、歳出面では、社会保障関係経費が増加するほか、公共施設等の老朽化対策や「まちづくりの経営指針」に基づく取組みを進めるためには、多額の財政需要が必要となることから、財政調整基金等を取り崩さざるを得ない状況となっている。

加えて、次の感染拡大、いわゆる「第6波」が懸念されるなど、新型コロナウイルス感染症が国内外の経済にもたらす影響の長期化が危惧される中、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 令和4年度予算編成に係る基本的な考え方

令和3年度は、中期的な財政見通しに立ち、財政の健全性を保ちながら、「誰もが『住んでよかった、住み続けたい』と思える魅力にあふれた『いわき』」の実現を目指して、「まちづくりの経営指針」に基づき本市の「まちづくり」を着実に進めていくこととして当初予算を編成し、施策を推進してきたところである。

令和4年度は、中期的な財政見通しに立ち、「まちづくりの経営指針」のもと、雇用、教育、医療、防災、農林水産業など、それぞれの分野を支える人の力を伸ばしながら、様々な分野における課題を解決していくため、次の3点を基本方針として、新たな取組みに対する投資へと限りある資源を転換し、予算編成に取り組むこととする。

(1) 基本方針

令和4年度当初予算編成の基本方針を次のとおりとする。

① 「人づくり日本一」のまちの創出による中長期的な課題の解決

② 危機を乗り越え、持続可能で安全・安心な「いわき」の実現のための取組みの推進

③ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

(2) 具体的な取組み

① 「人づくり日本一」のまちの創出による中長期的な課題の解決

◇ 雇用、教育、医療、防災、農林水産業など、それぞれの分野を支える人の力を伸ばしながら、中長期的な次の課題に向けた取組みに注力する。

- ① 若者の人口流出への対応
- ② 医師不足への対応
- ③ 防災・減災の強化
- ④ 農林水産業の担い手不足への対応
- ⑤ 未来を先取りする取組み（グリーン社会・DXの推進等）

② 危機を乗り越え、持続可能で安全・安心な「いわき」の実現のための取組みの推進

◇ 「まちづくりの経営指針」に掲げた次のテーマに合致する取組みを重点的に推進する。

- ① 暮らしを守る安全・安心の充実強化
- ② ひと・まち・しごとの充実強化
- ③ 共創力の充実強化

③ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

◇ 施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりが、いわき市の改革のエンジンであるという意識をもって従来の発想にとらわれず、改善や見直しを徹底的に進める。

◇ 新たな取組みに対する投資へと限りある資源を転換するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行する。

◇ 人口減少等に伴う利用需要の変化を踏まえ、施設全体の最適化を図りつつ、公共施設の老朽化対策等に取り組む。

◇ 効率的な行財政運営と市民サービスの維持向上を図るため、積極的に民間活力を活用する。

◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確

保について積極的に取り組む。

- ◇ 市債発行については、可能な限り抑制に努めるとともに、市債を発行する場合においても、事業の必要性や費用対効果、適正な事業規模等について十分に検討した上で活用する。

◎ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ◇ 目下の最優先課題である新型コロナウイルス感染症への対応について、「ゆるやかなアクセル」となる経済対策の実行と、「確かなブレーキ」となる感染対策の徹底を、バランスをとりながら両輪で進めていくための取組みに対して予算を重点的に配分する。

3 予算要求基準

(1) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（「まちづくりの経営指針」に位置付く事業を除く）。

イ 一般行政経費

a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

b 臨時的経費

大規模な維持補修事業等、災害復旧事業、長寿命化事業等、会計年度任用職員制度及び指定事業に要する経費とする。

ウ 政策的経費

「まちづくりの経営指針」に位置付く事業に係る経費とする。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、令和3年度当初予算計上額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、事務事業の見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

なお、維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、令和3年度当初予算額以上の要求とすること。

③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、新たな取組みに対する投資へと限りある資源を転換するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

④ 政策的経費

所要額とする。

ただし、7月2日付3政号外「「まちづくりの経営指針」の見直しに係る政策調整の実施について（依頼）」に係る対象事業については、政策企画課が別途通知する内示に基づく要求とすること。

また、新たな取組みに対する投資へと限りある資源を転換するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保

と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

- ① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「令和3年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。

4 本市財政に係る「中期財政計画」の財政目標について

「中期財政計画」に掲げる次の2つの財政目標の達成に向けて、予算編成の中で必要な措置を講じる必要がある。

(1) 財政調整基金

前計画における目標との継続性や、令和元年東日本台風等による災害に対応するための臨時的な2回の補正予算において、財政調整基金を約45億円取り崩したことを踏まえ、次のとおり財政目標を設定。

| 財政調整基金に係る財政目標 |
|---|
| 財政調整基金については、令和7年度末において、30億円を下限としたうえで、大規模な災害の発生等に備えて45億円程度の確保を目指す。 |

(2) 市債

市債に関しては、人口が減少していく中であっても、将来世代に過度の負担を負わせることのないように、次のとおり財政目標を設定。

| 市債に係る財政目標 |
|--|
| 計画期間内における市債発行総額を元金償還額総額の範囲内とし、令和7年度末における市民1人あたりの市債残高を、令和2年度末時点の残高以下にすることを旨とする。 |
| なお、市債の範囲については、臨時財政対策債を除く一般会計における市債とする。 |